

レセ電通信調 30005 号
平成 30 年 4 月 16 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

コメントコード等の記録について

平成 30 年 5 月請求分以降の電子レセプトにおけるコメントコード等の記録については、次の事項にご留意願います。

記

1 定型コメントに係るコードを記録する事例が増加することに伴う事項

(1) コメントパターンごとの記録方法

コメントコードは、コードの 2 桁目及び 3 桁目の値(コメントパターン)により、コメントを記録するレコードの「文字データ」項目への記録内容が異なります。

パターン	内容 ※	電子レセプトへの記録
10	症状の説明等、任意の文字列情報を記録する。	薬局において入力したコメント文を記録する。
20	定型のコメント文を設定する。	(記録不要)
30	定型のコメント文に、一部の文字列情報を記録する。	必要な文字列のみ薬局において入力し、当該文字列を記録する。
40	定型のコメント文に、一部の数字情報を記録する。	必要な数字のみ薬局において入力し、当該数字を全角で記録する。
90	処置、手術及び画像診断等を行った部位を、修飾語(部位)コードを使用して記録する。	修飾語コードを選択して入力し、当該コードを全角で記録する(調剤レセプトでの使用は想定なし)。

※「内容」はレセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書(社会保険診療報酬支払基金 編集)より抜粋

(2) 電子レセプトへの記録

電子レセプトの「文字データ」項目については、前(1)の表のとおり、薬局において入力された内容を過不足のないよう記録します。

なお、前(1)の表のパターン 20 について、「文字データ」項目に定型のコメント文を設定していると思われるものが見受けられますが、電子レセプト

トへの記録は不要となっております。

2 コメントマスターに「変更年月日」等が設定されたことに伴う事項

コメントマスターに「変更年月日」項目及び「廃止年月日」項目が設けられたことに伴い、平成 30 年 5 月請求分（月遅れ請求分を含む。）以降は、コメントコードについても既存のチェック「L3409：廃止または新設前のコードを使用」の対象となります。